

氏 名 本 田 宏 治  
 学 位 の 種 類 博士（社会学）  
 学位授与年月日 2008年9月12日  
 学位論文の題名 「管理社会」におけるドラッグ問題の検証  
 —「規律」と「管理」をめぐる社会の輻輳性から—

### 【論文内容の要旨】

本論文は、規律権力から管理権力への移行という、社会学・社会哲学における権力論の変遷を踏まえつつ、こうした視座の妥当性を、ドラッグ統制に関する日・米・欧の比較政策論、並びに日本におけるドラッグ利用者への質的調査から明らかにすることを目的としている。

#### 1. 本論文の構成

はじめに、全体の章の構成を記す。

序章

第一章：「危険」な個人の【主体化】をめぐる近代社会の権力構造について

第二章：20世紀の米国社会のドラッグ問題の変遷について：「規律社会」としての社会形成から「管理社会」のあらわれまで

第三章：ドラッグ中毒／依存からの「回復」をめぐる米国社会の権力構造について

第四章：ドラッグ使用者を「数え上げ」、 「飼いなす」ドラッグ政策：ハーム・リダクション政策の権力構造について

第五章：私的領域における「合理的」な管理／統制の不可能性とドラッグ使用者の社会的構成：日本のドラッグ問題の検証

第六章：わが子をドラッグ使用者として語り続けることへの逡巡

終章：輻輳する権力に捨象される（排除）者の描出に向けて

#### 2. 本論文の要旨

次に、各章の概要を記す。

序章では、近年の権力・統治のメカニズムを、個々人の「生」の有り様を、知に基づく組織における規律・訓練することから構成される「規律社会」から、個人をリスクの主体として人口工学的に把握しつつ「生」から排除し、規律・訓練のコストを縮減させる「管理社会」への移行と単純に捉える論者への違和が示される。そして、両者の概念を、日・米・欧のドラッグ利用者への統制政策の比較研究、並びに日本におけるドラッグ利用者の親への質的な分析を通して鍛え直す必要が説かれる。

第一章は、序を受けた理論的な考察である。フーコー、ドゥルーズらの知見を踏まえつつ、「規律社会」の特徴を、近代国家がその成員に働きかける身体を規律訓練することと、それを下支えする誕生から死まで個々人を数え上げ、特定の空間へと配置し直すことと纏められる。その上で、「管理社会」の特徴を、規律なき権力と捉え、個々人をリスクを抱えた主体としてのみ捉え、特定の社会空間へと配置するものと纏められる。その上で、本論文の目的を改めて、「管理社会」への移行といった把握の妥当性を探ることとし、具体的には個々人がいわば能動的に「リスク」管理する主体とされているのか、さらにはコミュニ

ティ・社会空間への配置の有り様から解く必要性があることが説かれる。

第二章は、こうした権力の変遷から、米国におけるドラッグ政策を分析した章である。20世紀以前であるならば、ドラッグ利用は人種や階級の問題とされ、法規制の対象ではなかったドラッグ利用者が、20世紀半ばにかけ、社会における労働力の観点から、特定の人種の問題とされ、規律社会における施設内処遇とされていく。さらに、精神医学の進展に伴い、施設内での「治療」と社会復帰へと至る。

ここでドラッグ利用者の隔離と施設内処遇・そして社会復帰を目指す規律社会型の統治が頂点に達する地点として、80年代米国における「ドラッグ戦争」が分析される。そこで、ドラッグ利用者を数え上げ、施設収容へと至らしめる力は、必ずしもドラッグ利用者の増加や深刻化に還元されるものではない。むしろ、それ以前と比して、特定の人種・階級に還元出来ないことや、HIVウイルスの問題の中で、特に社会全体がドラッグ利用をそのリスクと見なし、隔離・収容へと向かわしめるという分析がなされる。また同時に、隔離・収容だけではなく、社会復帰を目指したものであるがゆえに、後にネオ・ゼロトレランス政策と総称されるドラッグ利用者への統治体制の萌芽があったのだという分析がなされる。それは、1990年代から展開されるコミュニティを基盤とした、後述するドラッグ・コートであり、それは、既存のコミュニティ内部での社会復帰を目指すものである。

その主要な特徴としては、単に施設から地域へ、といったドラッグ利用者が配置される空間を移動させるものだけではない。むしろ、ドラッグ利用者の「理性」に訴えかけることにより、自発的に地域社会における公私の資源を活用しつつ、ドラッグ利用からの回復を目指していくものであり、「管理社会」としての権力の頂点であると主張される。だが一方で、そこでの回復の技法が、自己の不断の再帰性といったものではなく、セルフヘルプ・グループで用いられる12ステップである点に、米国における「管理社会」への移行は純粋な形態を取るものではないという示唆が与えられている。

この視点から、90年代以降の米国におけるドラッグ利用に関する政策研究が深められるのが第三章である。ここでは、1989年にフロリダに端を発し、2001年現在では全米で697箇所の拠点をもつ、従来の施設収容と矯正とは異なる、地域でのボランティアなどがドラッグ利用者の社会復帰を促すドラッグ・コートでの回復の方法が詳細に分析されている。

その中でも本稿で主として取り上げられているのが、俗に「12ステップ」と呼ばれる回復技法の両義性である。それは第一には、ドラッグ利用者が段階を追って、ドラッグへの欲望を自ら管理・統制する側面を持ち、またドラッグ利用を個人のリスクとし、そこからの回復を個人の意志・努力へと還元していく点では、「管理社会」における権力と親近性を持つ。だが一方で、「12ステップ」への参加が要請される中で、〈ハイヤー・パワー〉と称される、自己の意志・コントロールを超えた超越的な存在に回復を委ねる点では、自己責任の原則だけではなく、ドラッグ利用とその回復に寄与する専門家の介入を余儀なくし、結果として「他機関等連携チーム」における緩やかな拘束の中で、ドラッグ利用者は断薬をしていくために、自らの意志・身体を治療の手に委ね、ドラッグを利用しないよう規律訓練をされることが求められている。ここでは、「管理社会」の統制・権力テクノロジーが決して単一では作動することなく、むしろ「規律社会」のそれと一定の親和性を持ちながら作動することが主張されている。

この考えの妥当性をさらに考察するために、ヨーロッパ諸国で取り入れられているハーム・リダクション政策を分析したのが、第四章である。ハーム・リダクション政策とは、オランダに端を発し、HIVウイルスの登場によって、主としてイギリス・ドイツ・オランダなどのヨーロッパ諸国で取られたドラッグ政策である。

その登場の背景と展開には、米国のそれとは異なる HIV ウイルスの流行と、それに関わったドラッグ政策への認識がある。HIV ウイルスが登場・流行する以前であれば、ドラッグ利用者を施設に囲い込み、彼らを断薬するよう、高域療法を用いつつ規律訓練を目指すことがなされていた。しかし HIV ウイルスの流行後では、こうした施設への囲い込みと規律訓練を課すことは、断薬プログラムから離脱させ、地域へとただ解き放ち、HIV ウイルスの感染拡大というリスクを抱えることになる。

そこで登場したのが、ハーム・リダクション政策である。それはまず、ドラッグ利用者をロー・リスクグループとハイ・リスクグループへと別の形で数え上げる。

そして前者に関しては、「専門性を有した病者」という名称を与え、低域治療とされるヘロイン処方や部分的な薬物利用施設の利用は不可能ではあるけれども、自らが能動的に身体を管理出来る者としてのみ把握しておく。一方、後者に関しては、低域治療であるヘロイン処方や薬物の部分的な利用を認める地域施設へのアクセス権を与える。このプログラムに薬物利用者が「自発的」に誘引されるのは、前者のロー・リスクグループにとっては、ドラッグ中毒者というラベリングを回避出来るからであり、後者のハイ・リスクグループにとっては、比較的穏当な療法、ないしはドラッグ利用を特定の施設で利用できるためである。

そしてそれは、社会の要請とも合致する。このようにドラッグ利用者を数え上げ、分類することを彼らの抵抗感を少なくする形で可能にする。そして、ロー・リスクグループには自発的な管理・統制のみを要求することで、コストを低減すると共に、ハイ・リスクグループへの対処へと社会的資源を集中させることが出来る。さらに、後者に関しては、薬物利用施設内部でのみドラッグ利用を認めることによって、その域外への社会へとリスクが及ばないようにすることが出来る。

このように、ロー・リスクグループとハイ・リスクグループといったカテゴリーにより、ドラッグ利用人口をまず探し出す。そして前者に関しては、出来るだけ社会的コストをかけないように、ドラッグ利用の自主管理を可能にするアイデンティティを与える。後者に関しては、特定の薬物利用施設において、場合によっては軽量のドラッグ利用を認めることによって、ドラッグ利用やそれに関連する HIV ウイルスの拡大を封じ込め、ドラッグ利用者の身体にのみ照準した処遇を与え、巧妙に社会からの排除を図っていく。

本章では、ここに「管理社会」におけるドラッグ利用者への処遇の重層性が主張される。つまり、人口をリスクという水準から把握し、ロー・リスク集団には否定的ではないアイデンティティを付与することによって、自己管理の徹底を図らせるようにし向ける。他方、ハイ・リスク集団には、社会全体に監視された薬物利用施設においてのみ、ドラッグの部分的な利用を行わせるように仕向ける。これによって、社会はドラッグ利用者を巧妙に排除出来ると共に、規律・訓練といったコストを回避することが出来る。

第五章・第六章は、こうした規律社会と管理社会との併存、ないしは巧妙な排除のメカニズムについて、政策的検討を行いつつ、実際に日本におけるドラッグ利用者や、その親が抱える困難への質的調査から分析するものである。

まず第五章では、日本におけるドラッグ政策が、次第に管理社会のそれと適合的な方途へと変化していく様態を、戦後から分析がなされる。戦後直後、第一次覚せい剤乱用期とされる戦後（1945～54年）においては、ドラッグ利用は、浮浪児の多発という背景を背にしながら、「青少年」の健康が大人、特に在日朝鮮人や共産党などによって侵害されていくという表象を元に、厳罰化へと傾いていく。一方、第二次覚せい剤乱用期とされる1970年代～80年代（1970～94年）においては、むしろ青少年という表象が後景に退き、暴力団の過剰な使用とドラッグ売買による利益という表象に移り変わる。これによってもたらされるのが、特に暴力団への社会的排除であったとされる。

他方、第三次覚せい剤乱用期とされる1990年代後半以降（1995～）では、米国のドラッグ・コートなどを模倣しながら「福祉モデル」とされる処遇が提唱され始める。それは、一方では施設での収容過剰問題を受けながら、ドラッグ使用者を「中毒者」ではなく、「依存症」と中和しつつ、地域・当事者自助団体と共同しつつドラッグ利用者を社会復帰へと至らしめようとするものである。ここに、日本社会におけるドラッグ利用者への処遇が管理社会へと移行する萌芽が見られるが、欧米のようにドラッグ利用への専門家・専門的知識の普及の立ち後れ、専門病棟や一般病院での受け入れ体制の不足から、その担い手が不在の状況にあるとされる。

ここで、その代替的な機能を果たしている・果たされている領域として、私的領域・とりわけ家族内部での「囲い込み」があることが主張される。そのメカニズムについて、日本におけるドラッグ利用者の家族への質的な調査から、まず家族に働く力学として、「内閉化」といった事柄から説き起こされる。それは、公的領域においてドラッグ利用が発覚した場合のサンクションを恐れることから、家庭内部にドラッグ利用問題を限定し、たとえ家族成員間での視点の相違があったとしてもそれを保持する視点に貫かれたものである。いわば、ドラッグ利用の発覚というリスクを回避するために、家族内部での囲い込みがなされるのである。

だが、「内閉化」作用はこれに留まるものではない。常に周囲の他者からの視線にさらされているというリスクを先取りし、「囲い込み」を自発的に行っていくこと・そしてそれをさらに強化していくという螺旋構造が見られる。そしてそれは、抽象的な他者の視線を内面化する中で、実際にはドラッグ利用が発覚する／しないに関わらず、ドラッグを利用するわが子を囲い込み、出来るだけ断薬することを試みるものであり、「規律社会」と同様の機制で働き、周囲の市民には不可視なまま社会的排除が振興していく。これこそが、ドラッグ利用者を抱え込むことに伴う家族の困難の第一のものであるという主張がなされる。

こうした「管理社会」と「規律社会」の併走という視点は、第六章でさらに深められていく。ここでは特に、ドラッグ利用者に向けられる言語が注目される。それは、特に上記した不可視な排除が作動する要因を、日本社会におけるドラッグ利用者への言語を足がかりとして分析するためである。

「薬物中毒」という言語は、周囲の市民によってよく語られるものであり、その発話が聞かれるたびにドラッグ利用者やその家族は、自らを・家族を侮蔑するものとして感受される。だからこそ、彼らは、日常生活でのドラッグ利用に関する発話に怯え、囲い込みを強化する。

その困難を中和するためにドラッグ利用者の家族は、ナノラン・ダルクなどの自助団体、家族会へ赴くことによって、別様の言語として「薬物依存」という言語を手にする。それはドラッグ利用者を単なる逸脱者ではなく、「病者」としてカテゴライズするものであるため、家族は進んでこうした定義を行おうとする。

だが、ここに二つの困難が待ち受ける。第一には、周囲の市民との理解の相違である。彼らは、薬物中毒者」と「薬物依存者」とを同一視する。そのため、ドラッグ利用者は彼らとの差違を強く感受し、ますますドラッグ利用者」に否定的な意味づけをしながら「囲い込み」を進めていかなければならない。第二には、「病者」カテゴリーに不随する問題である。家族たちは、他の病とは異なり、薬物依存を永続的なものと捉え、そのためかえって意志やプログラムによる回復という思考を停止させられる。かくして、家族に、ドラッグ利用者をすすんで「病者」として「囲い込む」という規律社会のテクノロジーが作動すると同時に、それが市民社会において隠蔽される構図が立ち現れる。ここにこそ、「管理社会」のテクノロジーと「規律社会」のテクノロジーが併走する機制が見られるとする。

終章では、これまでの考察を纏めつつ、現代社会における権力の特徴を、「規律社会」と「管理社会」

との併走と見なす視座が理論的に提起される。そして、この事態が、自ら進んでドラッグ利用をコントロールしたり、また否定的な意味付与を避けるようドラッグ利用者やその家族へと働きかけるため、排除の隠蔽がより深く進行したりするものだと結ばれている。

### 【論文審査の結果の要旨】

審査委員は論文審査ならびに公聴会での議論を踏まえ、本論文の研究上の成果ならび課題について簡潔にまとめておきたい。

研究史上の成果としては、第一に、本論文が近年の社会学・社会哲学における「規律社会」から「管理社会」への移行といった単純な理解に留まらず、両者がいかなる関係にあるのかを理論的・実証的にまとめ上げた点にある。近年の社会学・社会哲学においては、こうした権力形態の移行について、理論・もしくは事例のいずれかからのみ言及されがちであり、かつ、規律から管理へ、といった平板な理解が主であった。それに対して本論文は、理論的視座とドラッグ政策・ドラッグ利用者の周囲の人々との関係を丁寧に往復しながら、管理社会への移行と写りがちなドラッグ政策であっても、自らの意志の放棄から「回復」を目指す仕掛けがなされていたり、中立的な用語法が却ってドラッグ利用者の「囲い込み」を強化する仕掛けがなされていたりすることを説得的に提示している。このように、管理社会が進行するからこそ、却って規律社会が呼び起こされるパラドクスを切り開いた点は特記されるべきであろう。

これと重なることとして、排除論への功績も第二に挙げておきたい。近年の社会学・社会哲学における議論は、「管理権力」の浸透＝「生」のありようの自己統治と、それが行えない「余剰」な「生」を明瞭に排除していくのが現代社会の特徴であるとされてきた。だが、本論文は、「余剰」な「生」を上手く管理社会へと誘引していく機制や、ドラッグ利用者やその家族が自らの社会的な劣位を先取りするがゆえに囲い込む機制を通して、「管理社会」における排除が直線的なものではなく、余剰な「生」を政策・当事者がリスクという観点から抱え込んでいくことを指摘している。そしてそれは、「管理社会」と「規律社会」の併走にのみ還元されるものではなく、ハードに排除を遂行する「管理社会」が、その排除を中和する機制だと言えよう。

さらに、これらの二点は、単に本論文で取り組まれたドラッグ問題に留まるものではなく、「司法」、「家族」、「医療」といった様々な領域が交錯する中での社会問題にも広く応用可能な視座であることを強調しておきたい。

第三には、こうした視座にたどり着くため、米国・欧州・日本におけるドラッグ政策への比較検討がなされている点である。これらは、総じてドラッグの禁止と施設収容という規律社会から、地域内処遇という管理社会への移行と捉えられるが、そこで働く作用は異なる。例えば米国では、自己の意志によるドラッグ・身体の統制が争われ、欧州では、地域内処遇への移行の中で、ドラッグ利用者のカテゴリー化とリスクの数値化が争われる。日本においては、表面上米国のそれに追従しつつ管理権力への移行と地域内処遇への変化が見られるものの、その「受け皿」が未成熟であるがゆえに、家族領域に負担が持ち込まれる。このように、日本において未成熟なドラッグ政策への丹念な比較考察がなされ、そのために統治技術が異なる点を指摘している点も本論文の重要な貢献である。

第四には、特に経験的な対象として、ドラッグ利用者の親、という調査困難な対象への質的調査を試み、それを理論モデルにまで鍛え上げている点であろう。重要な点は、こうした接近困難な調査がなされることがきわめて希なことばかりではない。むしろ、ドラッグ利用者の親たちへの丹念な調査から、困難な生

と家族による囲い込みという論点を、単純に家族規範・愛情規範からのみ考察するのではなく、社会との往復運動の中で、「危険」を「リスク」に変換する機制や、周囲の視点の先取りの無限の循環といったモデルを描き出せた点に意義があろう。

次に、論文の課題について整理しておこう。

第一には、管理社会と規律社会との併走といった事態がなぜ生じているのか、という視座が若干不十分な点である。もちろん、ドラッグ政策の転換や、それを受けたドラッグ利用者やその家族たちの行為といったことからの説明はなされている。だが、他方で、政策の変遷にとどまっているために、具体的な統制エージェントのあり方や、それを支える「知」の変遷、それに伴う逸脱者としての「主体」の生産という視座は未だ確固としたものとしては分析されていない。これらを吟味した上で、現代社会の統制のありかたと、それに際しての負担の配分といった視座が、今後の研究で目指されることを期待したい。これと重なることであるが、「排除」に働く力学も、こうした視点からさらに鍛え直すことを期待したい。

第二には、これと関連して、管理社会と規律社会との併走といった事態にどのような力学がどのような効果を与えているのかが未整理である点である。それぞれの政策分析や、経験的調査の対象の中では、自己統治と意志の問題（米国）、リスクの数値化と誘引（欧州）、周囲の社会が家族に与える効果（日本）といった分析がなされているものの、それらを総体として完全にまとめあげているとは言いがたい。

第三には、分析対象のばらつきである。日本に関しては、社会制度・政策と実際のドラッグ利用者とその家族といった、制度政策と相互行為の領域との双方が分析されているものの、欧米に関しては制度政策に関する分析のみで留まっている。そのため、例えば日本での分析が欧米にそのまま当てはまるのか否か、といった疑念を生じさせる。だが、この欠点は分析対象として欧米のドラッグ利用に関わる相互行為分析が困難であることを前提とした上での審査委員の指摘であることを付言しておく。

なお、上記に挙げた課題は、本論文の研究史上の成果を踏まえたものであり、本田宏治氏の博士学位授与を妨げるものではなく、今後の研究のさらなる発展という観点からの意見が主であったことを付言しておく。

本博士学位請求論文の公聴会を通じて、学力確認などがなされた。2008年7月9日に開催された公聴会では、本田宏治氏の論文の研究史上の成果を踏まえた上で、論文審査の結果から主に以下の質問と議論がなされた。

第一には、規律社会から管理社会への移行、という視点の社会学・社会哲学史上の関係についての本田氏の見解の確認である。第二には、規律社会と管理社会の併走といった力学に関する本田氏の見解の確認である。第三には、日本における経験的分析の位置づけである。

第一の点に関しては、フーコーからポスト・フーコーへの議論動向を十分踏まえつつも、そこで大きな問題とされている統制エージェントと「知」の役割の位置づけが不透明であることが審査委員から指摘された。だが、本田宏治氏は、この点についての不十分さは意識しつつも、むしろ自身が意図していたのは規律社会から管理社会へという単純なテーゼへの反駁であり、具体的な知の変遷は本論文では従の位置を占めるものであり、今後さらに深めるものであるという認識を示した。

第二の点に関しては、施設の過剰収容や、自己統治する主体を編成していこうとする傾向、並びにそれを不徹底にさせる意志や周囲からのサンクションという点は明確ではあるが、こうした動向を支える負担の帰責や知のあり方について不透明であることが審査委員から指摘された。だが、本田宏二氏は、比較社会論的な方向を意図したのではなく、本論文では特に日本社会での「病者」＝薬物依存者とされる機制を

通して、負担を家族に帰していく医学的な知のありようを分析した、という認識を示した。

第三の点については、本田宏二氏は、欧米でのドラッグ政策と日本のそれを比較する中で、欧米米ではドラッグ政策の転換が規律社会から管理社会へと移行しつつあり、日本でもれを無批判に表面上受け入れようとしていることが、却って当事者やその周囲の負担を分析することが重要である、という認識を示した。

これらの質問と議論を踏まえた上で、本田宏治氏は1つの論考では不十分なものとならざるを得ない限界を認めつつも、総体としての「規律社会」と「管理社会」の併走を支えるテクノロジーをさらに深めていく研究のさらなる発展の方向性を簡潔に述べた。

前述したように、審査委員は本田宏治氏の論文の研究史上の意義を十分認めており、加えて公聴会での質問・議論に対する受け答えも的確であったと判断する。

#### 【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員は本田宏治氏が学則に定められた履修要件を満たしており、学力においても論文審査と公聴会での質疑応答を通して高い水準に達していることを確認した。

以上の点から、本審査委員会は本田宏治氏に対して、本学学位規程第18条第1項により、「博士（社会学）立命館大学」の学位を授与するのが適切であると判断する。

審査委員	(主査) 崎山 治男	立命館大学産業社会学部准教授
	(副査) 大野 威	立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 天田 城介	立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授
	(副査) 出口 剛司	明治大学情報コミュニケーション学部准教授